

## 平成 30 年度庄内町移住新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町外の居住者が町内の賃貸住宅へ移住する際の新生活を支援し、町外からの移住を促進し、活力に満ちた地域づくりを促進するため、新規に町内の賃貸住宅へ移住する世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成 17 年庄内町規則第 52 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定移住世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。

イ 夫婦の両方又は一方が第 5 条の規定により申請書を提出する時点において満 45 歳未満の者で構成される世帯

ロ 夫婦及び現に扶養している子（平成 30 年 4 月 1 日現在において満 18 歳未満の児童をいう。以下同じ。）で構成される世帯

ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条に規定する配偶者のない女子若しくは配偶者のない男子で現に子を扶養している母子家庭又は父子家庭の世帯

(2) 賃貸住宅 特定移住世帯の者が、町内に居住するため新たに貸家、アパート等の住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結した自己の居住用の住宅（社宅、官舎、寮等の事業主等から貸与されている住宅、公営住宅、庄内町町営特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成 17 年庄内町条例第 157 号）第 2 条第 1 号に規定する特定公共賃貸住宅（第 3 条第 7 号において「特定公共賃貸住宅」という。）、庄内町町営若者定住促進住宅設置及び管理条例（平成 24 年庄内町条例第 14 号）第 2 条に規定する若者定住促進住宅（第 3 条第 7 号において「若者定住促進住宅」という。）及び庄内町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例（平成 25 年庄内町条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する空き家活用住宅（第 3 条第 7 号において「空き家活用住宅」という。）を除く。）をいう。

(3) 住居費 賃貸住宅を賃借する際に要する費用のうち、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。以下同じ。）及び仲介手数料をいう。ただし、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間（以下「事業期間」という。）に当該賃貸住宅の住所（第 3 条第 3 号において「転入先住所」という。）へ住民票を異動し、支払われた費用に限る。

(4) 引越費用 賃貸住宅への引っ越しに要する費用で、引っ越し荷物を運送する業者又は運送業者に支払ったものをいう。ただし、事業期間に引っ越し、支払われた費用に限る。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、町外に居住し、事業期間において町内の賃貸住宅へ移住する特定移住世帯の世帯主で、その属する世帯の全ての世帯員が、次の各号に掲

げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町に定住（町の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活の基盤を専ら町内におき、町内の賃貸住宅に入居し、町の住民として5年以上居住することをいう。）する意思があること。
- (2) 町内に住宅を所有していないこと。
- (3) 事業期間に転入先住所へ転入届を提出し受理された日前1年以上継続して町外に住所を有していること。
- (4) 平成30年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱(平成30年庄内町告示第65号)に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 市町村税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
- (7) 庄内町町営住宅設置及び管理条例（平成17年庄内町条例第156号）第2条第1号に規定する町営住宅、特定公共賃貸住宅、若者定住促進住宅若しくは空き家活用住宅に現に入居し、又は入居していた場合にあっては、未納の家賃若しくは利用料又は損害賠償金のないこと。
- (8) 庄内町暴力団排除条例（平成24年庄内町条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額とし、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 夫婦及び現に扶養している子で構成される世帯並びに母子家庭又は父子家庭の世帯 10万円
- (2) 前号以外の世帯 5万円

（交付申請）

第5条 規則第4条に規定する交付申請書は平成30年度庄内町移住新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、平成31年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び住居費に係る領収書の写し
- (2) 引越費用に係る領収書の写し
- (3) 全ての世帯員の戸籍の附票（町外に1年以上在住していたことを証する書類）、納税証明書及び資産証明書
- (4) 母子家庭又は父子家庭であることを証する書類（該当する場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、平成30年度庄内町移住新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定した者（次条において「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、補

助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第8条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは書類の提出を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。